

一般社団法人 栃木県病院薬剤師会
会長 本田 雅巳 殿

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
委員長 吉山 友一



2020年度第Ⅱ期以降の実務実習の実施のお願い

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は関東地区調整機構の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、本機構では政府による「緊急事態宣言」発令時における実務実習に関するお願いを発信したところではありますが、緊急事態宣言が発出されているため、薬学実務実習は一時中断しており、緊急事態宣言が解除された時点で再開することとしております。

第Ⅱ期以降の実務実習につきましても、薬学実務実習の意義を踏まえて、今後、緊急事態宣言が解除された場合には継続して実施していきたいと考えております。つきましては、第Ⅱ期以降の実務実習の実施にご協力いただきたくお願い申し上げます。

第Ⅰ期の薬局実務実習におきましては、大学からの一方的な中止・再開の通知のみで実習施設に対する配慮が欠如した状況が生じ実習施設に多大なるご迷惑をお掛けする結果となったことは、本機構としては誠に申し訳なく思います。

中止・再開した大学、継続した大学を含めてこれまでの経緯等について調査し、その結果についてまとめ、改めて、「新型コロナウイルス感染症に係るⅡ期以降の実務実習に関する基本方針とお願い」として具体的な内容を発信致します。

貴会並びに貴会受入施設の皆様におかれましては、何卒、ご理解いただき、今後も本機構の事業にご協力のほどよろしくお願い致します。

謹白

令和2年5月1日

一般社団法人薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
委員長 吉山 友二

新型コロナウイルス感染症に係るⅡ期以降の実務実習に関する基本方針とお願い

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大により、社会への影響に加えて医療体制の崩壊の危険性が危惧されております。その状況のなか、薬学実務実習の実施に関しましても様々な影響がでてきております。

本機構では先に、実務実習に関する基本方針を発信させていただきましたが、緊急事態宣言の発出とともに実務実習は中断し、遠隔学習に移行させてまいりました。緊急事態宣言の解除の時期は明確ではありませんが、Ⅱ期の実務実習の開始時期も迫っており、緊急事態宣言の解除を前提にⅡ期以降の実務実習に関して本機構の基本方針とお願いをまとめさせていただきました。つきましては、大学、実習施設ならびに各都県薬剤師会・病院薬剤師会におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

1. 医療機関が必要とされる状況下では基本的に実務実習は継続する。

6年制薬学教育における臨床現場での実務実習の意義および重要性を鑑み、実務実習を継続して実施することを基本とする。

ただし、実習施設において受入れあるいは継続が困難との意思表示がなされた場合、あるいは、大学法人の統一方針として実務実習を中断あるいは中止するとの決定がなされた場合はこの限りではない。

1.1. 実務実習の継続にあたっての実施事項

実務実習の継続においては、大学および実習施設で事前に十分な協議を行い、実習施設の状況・方針に準じた実習内容とそれに基づいた評価を行う。

【大学へのお願い】

- ・実習継続においては、地域および医療現場での感染拡大防止に関する学生の行動および体調管理についての指導を徹底する。

- ・学生に毎日の体調および家庭の状況について実習施設および大学（担当教員等）へ報告することを徹底させる。（例；体温、体調の変化の有無、家族の体調の変化の有無等を記載する記録表、大学が記録表を作成することが望ましい）

*これについては実習開始2週間前から記録と大学（担当教員等）への報告・管理が望ましい。

- ・発熱・体調不良等が認められた場合、即座に実習を中断し、自宅待機させ大学（担当教員等）で2週間程度フォローする。

【実習施設へのお願い】

- ・実習継続についての共有を図り、大学（担当教員等）と連絡を密にして教育連携を強化する。
- ・毎日、実習前に学生の体調および家庭の状況に関する報告書を確認し、実習の実施について検討する。

2. 実習の継続が困難な場合の対応

2.1. 実習中断となる場合

1) 実習施設が中断を決定した場合

実習施設の状況により継続が困難との意思表示があり、一時中断となった場合は、以下の対応を行う。

【大学へのお願い】

実習施設からの申し出に対し、協議を行った上で次の事項について相互に確認の上、調整機構事務局へ内容について報告する。

- ①中断期間、②中断中の対応、③再開条件、④評価方法、⑤中断期間中の実習内容の補講

【実習施設へのお願い】

大学と十分な協議を行った上で次の事項について相互に確認の上、薬局実習に関してはエリア担当者を通じて地区薬剤師会に報告する。

- ① 中断期間、②中断中の対応、③再開条件、④評価方法、⑤中断期間中の実習内容の補講

2) 大学が一律中断を決定した場合

大学の方針として一律実習を一時中断せざるを得ない場合は以下の対応を行う。

【大学へのお願い】

大学は、以下の事項について実習施設に十分な説明と理解をお願いする。なお、薬局実習に関しては関係する地区薬剤師会にも文書にて説明と理解をお願いする。

また、実習施設とその後の対応について協議し、その内容に調整機構事務局に報告する。

- ①中断理由、②中断期間、③再開判断の条件、④評価方法、⑤中断期間中の実習の取扱い、⑥中断期間中の実習内容の補講（基本的に実習期間は延長せず、大学での補完を考慮する）

【施設へのお願い】

大学とその対応について協議し、薬局実習に関してはその内容についてエリア担当者を通じて地区薬剤師会に報告する。

2.2. 実習が中止となる場合（長期間の中止となった場合も含む）

実習が中止となった場合は、基本的に調整機構を介しての再調整（他の実習期への変更も含む）を行う。

【大学へのお願い】

- ・実習施設が中止を決定した場合、その内容について調整機構事務局へ報告し、再調整を依頼する。
- ・大学の方針として実習を中止する場合は、実習施設に十分な説明と理解をお願いする。なお、薬局実習に関しては関係する地区薬剤師会にも文書にて説明と理解をお願いする。加えて、その理由とその後の対応について調整機構事務局へ報告する。実習時期の変更等に関して実習施設との直接交渉はしない。

【実習施設へのお願い】

- ・施設の状況により中止した場合、薬局実習に関しては中止の理由等についてエリア担当者を通じて地区薬剤師会に報告する。
- ・大学の方針として一律実習を中止した場合、薬局実習に関しては中止の理由等についてエリア担当者を通じて地区薬剤師会に報告する。

*今後の状況の変化により対応が変更となる可能性もあります。その際には改めて提示させていただきますので、常に最新の情報にご留意ください。